

広島県新動物愛護センター施設整備事業
入札説明等に関する質問回答②

令和3年2月12日

広島県

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|-------------|----|-----|-----|------|----------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 別紙 | 11 | 第1 | 3 | (1) | 入札スケジュール | 入札公告日から質問期限までが短期であるため、二回目の質問機会を設けて頂けないでしょうか。 | ご要望を踏まえ、2回目の質問機会を次のとおり設定します。 2月19日(金)～2月26日(金)(回答は3月上旬を予定) なお、質問様式は様式1-1を使用してください。 |
| 2 | 入札説明書 別紙 | 11 | 第1 | 3 | (1) | 入札スケジュール | 入札公告日から質問期限までが短期であるため、対話の機会を設けて頂けないでしょうか。 | ご要望を踏まえ、次の日程で対話の機会を設けることとします。 対話の受付 3月5日(金) 対話の受付締め切り 3月8日(月) 対話の実施 3月10日(水) |
| 3 | 入札説明書 別紙 | 13 | 第1 | 3 | (8) | ヒアリング | ヒアリングは提案書の内容に関するものであり、提案書にはない動画の使用や模型の持ち込みは認められない、という理解でよろしいでしょうか。 | 提案書を補足する目的で模型等を持ち込むことは特に制限しません。 パワーポイントの映写については、会場の都合等もあるため、事前にご連絡ください。 |
| 4 | 入札説明書 別紙 | 13 | 第1 | 3 | (10) | 提案用基準金利 | 提案用基準金利(令和2年12月1日午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)6ヶ月LIBORベースの(円/円)金利スワップレート15年仲値)について公表頂けないでしょうか。 | 0.163%を提案用基準金利として下さい。 |
| 5 | 入札説明書 別紙 | 20 | 別紙1 | 1 | | ④その他 | 開業準備(引渡前)に係る人件費などが発生する場合、その他諸経費に含めても宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 6 | 入札説明書 別紙 | 20 | 別紙1 | 1 | | ④その他 | SPC設立に伴う費用は、その他諸経費に含める理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 7 | 入札説明書 別紙 | 21 | 別紙1 | 2 | (1) | 割賦金利 | サービス購入料Aの割賦債権発生時期は、引渡完了日という認識で宜しいでしょうか。 | 引渡し日以降、令和5年4月1日からを予定しております。 |
| 8 | 入札説明書 別紙 | 22 | 別紙1 | 3 | (1) | 割賦金利 | サービス購入料Aの第一回目の元利金対象日数は、引渡完了日(令和5年3月末)の翌日から令和5年6月末までという認識で宜しいでしょうか。 | サービス購入料Aの初回は、令和5年4月・5月・6月分とします。 |
| 9 | 入札説明書 別紙 | 25 | 別紙2 | 1 | (1) | 焼却業務費 | 焼却業務の想定回数(年間)17回分の費用は入札価格に含めるのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 10 | 入札説明書 別紙 | 25 | 別紙2 | 1 | (2) | 出張譲渡会等開催業務費 | 出張譲渡会等開催業務の想定回数(年間)4回分の費用は入札価格に含めるのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 11 | 入札説明書 別紙 | 5 | 第1 | 1 | (7) | 選定事業者の収入に関する事項 | 設計・建設の対価については割賦方式により支払う、とありますが、対価に係る消費税については、県への所有権移転後に一括してお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(当該消費税を割賦元本と同時に支払われる場合、平成30年税制改正の長期割賦販売等に係る延払基準の廃止に伴い、事業費に影響を与えるため、質問させて頂いています。) | 消費税相当は、割賦払いにてお支払い致します。 |
| 12 | 入札説明書 別紙 | 13 | 第1 | 3 | (8) | ヒアリング(⑦) | ヒアリングの実施時期が令和3年4月上旬とあり、提案書類の提出日(令和3年4月5日)から間もないのですが、日程について変更はないでしょうか。 | 会場確保の関係から日程は確定していませんが、令和3年4月中旬までに実施する予定です。 |
| 13 | 入札説明書 | 13 | 第1 | 3 | (8) | ヒアリング(⑦) | 「日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。」 | ご理解の通りです。 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|-------------|----|------|-----|-----|---------------|---|--|
| | 別紙 | | | | | | とありますが、その通知は提案書類の受付日より前に通知頂けるのでしょうか。 | |
| 14 | 入札説明書 別紙 | 19 | 第1 | 5 | (8) | 契約保証金 | 「設計及び建設の履行を保証するために契約保証金を県に納付すること」、または「建設業務に当たる者、設計業務に当たる者または工事監理に当たる者をして別途定める履行保証保険契約を締結すること」とありますが、初期投資費用には割賦金利の他、SPC 設立費や融資組成費用等も含まれていると思慮します。契約保証金については、「設計及び建設、工事監理、施設所有権移転に係る業務に関する金額」を対象にするとの理解でよいのでしょうか。 | サービス購入料 A から⑤割賦金利を除く額の 100 分の 10 以上に、契約保証金を県に納付してください。消費税相当額も含まれます。 |
| 15 | 入札説明書 別紙 | 20 | 別紙 1 | 3 | (2) | 修繕業務 | 「修繕業務」について、提案する修繕時期と実際行う修繕時期がずれる可能性はありますが、支払われるサービス購入料 B は、提案する修繕時期と修繕費用で支払われるとの理解でよいのでしょうか。なお、各回均等払いとした場合は、修繕の実施時期に関わらず、均等に支払われるとの理解で良いのでしょうか。 | 修繕業務は、提案する修繕時期による支払いではなく、実際に行う修繕に応じて支払います。修繕時期は長期修繕計画や単年度計画により県との協議の上、決定します。 |
| 16 | 入札説明書 | 13 | 第1 | 3 | (8) | ヒアリング | 出席者の人数制限はありますでしょうか。 | 日程及び会場は未定ですが、3 密を防ぐためにも、5 名程度以内での出席をお願いします。 |
| 17 | 入札説明書 | 11 | 第1 | 3 | (1) | 入札スケジュール | 入札公告の時期が当初より 3 週間程度ずれておりますが、提案書の提出日を多少でも後ろにずらして頂くことは可能でしょうか。 | 変更しません。 |
| 18 | 入札説明書 別紙 | 12 | | | | (6). 資格審査の通知 | 資格審査の通知後に対話の場を設定する予定とかはありますか。 | No. 2 をご確認ください。 |
| 19 | 入札説明書 別紙 | 13 | | | | (8). ヒアリング(⑦) | ヒアリングにおける事業者の参加人数は何名まで参加可能でしょうか。 | No. 17 をご確認ください。 |
| 20 | 入札説明書 別紙 | 13 | | | | (10). 予定価格 | 予定価格の概算内訳をご教授願います。(サービス購入料 A 及び B) | 公表しないものとします。 |
| 21 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (4) | 建設工事保険 | 保険対象(本事業の工事に関するすべての建設資産)には、備品は含まれない理解で宜しいのでしょうか。 | 備品は含まれます。 |
| 22 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (4) | 建設工事保険 | 補償額(本施設等の再調達金額)は、(様式 6-8) 初期投資内訳書「6. 建築工事費」の理解で宜しいのでしょうか。 | No. 22 をご確認ください。 |
| 23 | 要求水準書 | 28 | 第3 | 1 | (2) | 業務期間 | 事業契約書(案) 第 1. 条 1 項(2)及び(5)では「引渡日の翌日から本事業期間満了日まで」となっており、要求水準書では「引渡し日から令和 20 年 3 月末まで」となっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。 | 引渡し日の翌日から本事業期間満了日までが、正しいです。 |
| 24 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (3) | 備品の管理 | (3) 備品設置業務の②に「備品リストに提示していない備品は事業者の提案によるものとするが、提案による備品についても県の所有物とする。」とありますが、この備品の管理は県が行うとの理解でよいのでしょうか。 | ご理解の通りですが、要求水準書 30 頁(11) 費用負担で記載のように、維持管理・運營業務の実施に係る必要な資材及び消耗品等は、事業者の管理とします。 |
| 25 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (3) | 備品の調達 | (3) 備品設置業務の③に「県との協議の基、備品の性能や数量に | 提案時においては、資料 7「選定事業者が調達すべき備品一覧」に記 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|-------|---------|-----|-----|-----|-------------|--|--|
| | | | | | | | ついて決定すること。」とありますが、民間事業者の提案から変更したものについては、費用の増減があるものとの理解でよいでしょうか。 | 載の数量を最低限調達するものとし、県の責めに帰する数量の増加は、県と協議の基、費用を増加するものとします。事業者の責めに帰する増減は事業者負担とします。 |
| 26 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (3) | 慰霊碑の移転 | 旧センターの慰霊碑の移転費用は県の負担であるとの理解でよいでしょうか。 | 事業者の負担により移転していただくこととしています。 |
| 27 | 要求水準書 | 13 | 第2 | 3 | (3) | 慰霊碑の移転 | 旧センターの慰霊碑の移転について、遺灰は埋葬されているのでしょうか。また、埋葬されている場合、その遺灰も移転するとの理解でよいでしょうか。 | 遺灰は埋葬されていません。 |
| 28 | 要求水準書 | 28 | 第3 | 1 | (3) | 施設の開館時間 | 譲渡展示室及びふれあい室は土日も開館を行うとありますが、全ての土日でしょうか。また、その場合、譲渡展示室及びふれあい室を平日の何日かを休館日とすることは可能でしょうか。 | 年末年始を除く土日を想定しています。平日の休館については考えていません。 |
| 29 | 要求水準書 | 30 | 第3 | 1 | (9) | 負担区分 | 電話回線や光回線などの通信費は県の負担との理解でよいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 30 | 要求水準書 | 30 | 第3 | 1 | (9) | 負担区分 | NHKの受信料は県の負担との理解でよいでしょうか。 | ご理解の通りです。ただし、選定事業者控室等にテレビを設置される場合は、事業者において契約・負担してください。 |
| 31 | 要求水準書 | 36 | 第3 | 5 | (4) | 清掃業務 | 管理部門の事務室など、県が利用される諸室等の日常清掃の仕様についても事業者の提案との理解でよいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 32 | 要求水準書 | 39 | 第3 | 7 | (4) | 修繕の確認 | 修繕を実施する施工業者等に、県に対する瑕疵担保責任を義務付ける、とありますが、本事業の場合、SPCから修繕業務を請け負う構成企業または協力企業から再委託する施工業者に対する記載、との理解でよいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 33 | 要求水準書 | 42 | 第3 | 9 | (1) | 犬猫譲渡業務 | 犬猫譲渡業務の運営方法(手順、規約、書式など)は、県の定めたもので行うのでしょうか。それとも事業者が提案し、貴県と協議しながら行うのでしょうか。 | 犬猫譲渡業務の運営については、基本的に県が定めた運営方針、マニュアル等に沿って行っていただくこととしています。 |
| 34 | 要求水準書 | 43 | 第3 | 9 | (5) | 業務範囲と業務分担 | 譲渡候補動物の選定から譲渡展示室への搬入までが県の業務ということは、即譲渡が可能な状態の犬猫を事業者が扱うという理解でよいでしょうか。 | 基本的にはご理解の通りですが、譲渡室において社会化が必要な犬猫も一部含まれる見込みです。 |
| 35 | 要求水準書 | 44 | 第3 | 9 | (6) | 健康状態の確認及び給餌 | 健康状態の確認及び給餌は1日3回(朝・昼・晩)とありますが、時間の指定はありますでしょうか。 | 業務を進める中で、協議しながら決めていければと考えています。 |
| 36 | 要求水準書 | 46 | 第3 | 10 | | 付帯施設 | 本施設内で什器を設置し、物販をすることは可能でしょうか。 | 付帯施設でペット用品等の販売は可能です。なお、センター本施設と合築する場合にのみ施設整備が可能です。 |
| 37 | 要求水準書 | 46 | 第3 | 10 | | 付帯施設 | 付帯施設事業内容は、ニーズの変化に合わせ、変更していくことは可能でしょうか。 | 長期的には利用者のニーズも変わっていく可能性があることから、県との協議、了解の上で変更していくことはあると考えています。 |
| 38 | 要求水準書 | P 42 | 2) | ③ | | 出張譲渡会等開催業務 | 「県は可能な限りサポートするものとする。」とありますが、具体的には何をして頂けるのでしょうか。 | 県ではこれまで同様の譲渡会等を行っており、開催場所の選定のほか、開催に当たってのノウハウや関連資材の提供など、直接・間接的な支援を行うこととしています。 |
| 39 | 要求水準書 | | | | | | 建築基準法および消防法上の用途をお示してください。 | 建築基準法上は「地方公共団体の支庁又は支所」、消防法上は「(15) |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|----------------------|---|--|
| | | | | | | | | 前各項に該当しない事業場」となるものと考えております。 |
| 40 | 要求水準書 | | | | | | 計画敷地には土砂災害計画区域は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 41 | 要求水準書 | 3 | 第1 | 5 | (1) | 防止・規制等 | 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の記載がございませんが、対象外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 42 | 要求水準書 | 8 | 第2 | 1 | (1) | 雨水 | 事業者は本施設敷地内の雨水排水施設の工事を行うこととありますが、雨水流出抑制施設のことでしょうか。 | 敷地内には雨水排水路が配置されており、造成等に伴う当該施設の付け替えなどの工事を行うことを想定したものです。 |
| 43 | 要求水準書 | 16 | 第2 | 6 | (1) | 諸室 | 給湯可能な洗浄用シンクを設置することとありますが、具体的な洗浄用途をご教授願います。 | 基本的には動物用の食器類を想定しています。 |
| 44 | 要求水準書 | 27 | 第2 | 7 | (3) | 排水設備 | フン、汚泥が流入しないようにすることとありますが、具体的な対策をご教授願います。 | 排水口への阻集器の設置などによる対策を想定しています。 |
| 45 | 要求水準書 | | | | | | 特殊な排水処理施設が必要な薬品等があればご教授願います。 | 特殊な排水処理が必要な薬品等は流さないようにしています。 |
| 46 | 要求水準書 | 19 | 第2 | 6 | (1) | 諸室の要求水準 | ふれあい室のア) 犬猫別室とありますが、P16の必要諸室・面積表には1室しかありません。35㎡程度の中で2室に分けて設けると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 47 | 要求水準書 | 28 | 第3 | 1 | | (3) 施設の開館時間 | 「※譲渡展示室及びふれあい室は土日も開館を行う」とありますが、祝日は休館との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 48 | 要求水準書 | 39 | 第3 | 8 | | (2) 業務対象範囲と業務分担 | 現在の⑤焼却炉保守及び⑥焼却炉定期点検の費用をご教授願います。 | 焼却炉保守点検業務委託料（R2年度）は253,000円（消費税、地方消費税込み）です。 |
| 49 | 要求水準書 | 43 | 第3 | 9 | | (5) 犬猫譲渡業務の業務範囲と業務分担 | 県及び民間事業者の両方に○が付いておりが、詳細な業務の役割の違いをご教授願います。 | 両方に○が付いている部分については、アイデアを出し合いながら協働を進めていきたいと考えています。 |
| 50 | 様式集 | 42 | | | | 様式7-6 | 発生ベースでの作成とし、R20年度分はブランク又は削除して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。修繕時期はご提案によるものとします。 |
| 51 | 様式集 | 46 | | | | 様式7-10 | 付帯施設業務の費用合計（B）は、上段記載の各事業の費用合計であり、付帯施設業務の行政財産使用料合計（D）及び付帯施設業務の光熱水費合計（E）は含まない理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。また、R20年度を必要に応じて追加してください。 |
| 52 | 様式集 | 47 | | | | 様式8-1 | 外部調達計画の概要に関して、過去のPFIプロジェクトファイナンス融資実績の記載欄が御座いますが、融資実績の少ない県内の金融機関よりも、融資実績の多い県外の金融機関の方が加点されるのでしょうか？ | 融資実行の確実性が高いと判断した場合には、加点対象とします。 |
| 53 | 様式集 | 47 | | | | 様式8-1 | 劣後ローンについては調達先企業名を明記することとありますが、入札参加者の場合でも明記して宜しいでしょうか。 | 「入札参加者」とご記入ください。 |
| 54 | 様式集 | 50 | | | | 様式8-4 | 実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額 | ご理解の通りです。 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|-----------|----|-----|-----|-----|------------------------|--|--|
| | | | | | | | をベースに計算しても構いませんか。 | |
| 55 | 様式集 | 53 | | | | 様式 8-4 | 「※5 株主による劣後ローンがある場合は、劣後ローン元金を出資金とみなし、劣後ローン支払利息を配当とみなした EIRR を算出し、EIRR (その 2) として行を追加し表記してください。」とありますが、2 資金計算書上も株主劣後ローンがある場合は、借入金を出資金欄に、支払利息は配当欄にそれぞれ記載する理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 56 | 様式集 | 53 | | | | 様式 8-4 | PIRR, EIRR, DSCR, LLCR, 割引率の表記は小数点第何位まで表記すれば宜しいでしょうか。 | 小数点以下第 3 位を四捨五入した値を記載してください。 |
| 57 | 様式集 | 2 | 第 2 | 4 | 1 | 入札時の提出書類 | 概要版は、加点審査の項目には入らないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 58 | 様式集 | 33 | | | | 様式 6-9 など | 様式 6-9 などを記載する際、枠を広げるもしくは枠なしとしても宜しいでしょうか。その際、様式番号とタイトル、入札参加者番号欄は残します。 | ご理解の通りですが、指定様式 (A4/A3) 及び枚数以内の提案とし、指定された枚数より多い資料箇所は、評価対象としません。 |
| 59 | 基本協定書 (案) | 1 | | | | 第 3 条 3 項 (事業予定者の設立) | 「末尾当事者 (乙) 欄に (構成企業) として記名捺印せる各社 (以下「構成企業」という。) はいずれも必ず出資するものとし」とありますが、入札説明書別紙 (P.7) では、出資を予定しているものを「構成員」とされておりますので平仄を合わせて頂きますようお願いいたします。 | 「構成員」に統一させていただきます。 |
| 60 | 基本協定書 (案) | 2 | | | | 第 6 条 第 3 項 (事業契約) | 「~この場合において、デフォルト事由が本事業の入札手続きに関するものであるときは、乙は、~違約金を甲に支払う~」とありますが、この場合とは事業者が本事業の入札手続きにおいてデフォルト事由に抵触し事業契約が成立しなかった場合を指しており、事業契約成立後は抵触しない理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 61 | 基本協定書 (案) | 2 | | | | 第 6 条 第 3 項 (事業契約) | 「~帰責性を有する者と連帯して負担するものとする。」とありますが、構成員並びに協力企業は各社独立した企業であり、特に中堅・中小企業には違約金を連帯負担とすることは参画障壁となりますことから、帰責性を有する者の連帯負担に限定して頂きますよう再考をお願い致します。 | 変更しません。 |
| 62 | 基本協定書 (案) | 2 | | | | 第 6 条 第 3 項 (事業契約) | 「当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務を乙及び帰責性を有する者が連帯して負うものとする。」とありますが、No19. 同様に、帰責性を有する者の連帯負担に限定して頂きますよう再考をお願い致します。 | 変更しません。 |
| 63 | 基本協定書 (案) | 3 | | | | 第 6 条 第 3 項 2 号 (事業契約) | 「第 7 条の第 2 項 1 項」という記載は、「第 7 条の 2 第 1 項」の誤記かと思えます。 | 修正致します。 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|--------------|----|-----|-------|-----|-----------------------------------|---|---|
| 64 | 基本協定書 (案) | 3 | | | | 第9条 (有効期間) | 「本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。」とありますが、本協定書の目的は、第1条にて記載の通り、甲との間の事業契約書の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることであるため、事業契約締結日を終期として頂くよう再考をお願い致します。 | 変更しません。 |
| 65 | 基本協定書 (案) | 5 | | | | 末尾当事者(乙)欄 | 出資をしない「協力企業」も記名押印し、契約締結者になる理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 66 | 基本協定書 (案) | 5 | | | | 末尾当事者(乙)欄 | 「代表企業」や「構成員」ではない第三出資者は、本協定書の締結者にはならないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 67 | 事業契約書 (案) | 7 | 第2章 | 第9.条 | 1 | 履行保証保険 | 保険金額は、第9条2項に掲げる金額(サービス購入料Aの割賦元金の100分の10に相当する金額)と御座いますが、建設業務に当たる者及び設計業務に当たる者で保険付保する場合、保険金額の合計が第9条2項に掲げる金額以上との理解で宜しいでしょうか。 | サービス購入料Aから割賦金利を差し引いた額の100分の10以上としてください。 No.14をご確認ください。 |
| 68 | 事業契約書 (案) | 21 | 第4章 | 第41.条 | 3 | 維持管理及び運営の 遅延 | 不可抗力や法令変更による場合の事業者負担額について明記されておりますが、事業者負担額を超過する場合の貴県負担額についても追記いただけないでしょうか。 | 変更しません。 |
| 69 | 事業契約書 (案) | 27 | 第5章 | 第54.条 | 2 | 損害の発生 | 「事業者は、自己又は維持管理業務従事者及び運営業務従事者をして保険に加入し」とありますが、保険加入者は自己又は維持管理企業及び運営企業との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 70 | 事業契約書 (案) | 29 | 第7章 | 第60.条 | 1 | 事業者の債務不履行 等による解除(第60 条1項3号) | 「第三者事業者の取締役会を含む。」は「第三者(事業者の取締役会を含む。)」の誤記かと思われます。 | 修正致します。 |
| 71 | 事業契約書 (案) | 32 | 第7章 | 第64.条 | 1 | 引渡し日前の解除の 効力 | 出来形はサービス購入料Aのうち、還付金利を除くもの(開業に伴う諸費用や融資組成手数料、建中金利等を含む)理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 なお、SPC設立費は除きます。 |
| 72 | 事業契約書 (案) | 32 | 第7章 | 第64.条 | 1 | 引渡し日前の解除の 効力 | 第60条に伴う引渡し日前の解除において、本施設を利用する場合には事業者から買い受けると御座いますが、出来形部分(SPC設立費及び合理的な諸経費含む)につきましては利用有無に関わらず買い受ける建付けにご再考をお願いします。 本建付けのままですとプロジェクトファイナンス組成に懸念があり、結果として入札価格上昇を招いてしまいます。 | 変更しません。 |
| 73 | 事業契約書 (案) | 32 | 第7章 | 第64.条 | 2 | 引渡し日前の解除の 効力 | 引渡し日前の解除において、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復の判断に至る場合、第60条に基づく際も、施設整備に係る出来形部分(SPC設立費及び合理的な諸経費含む)につきましては県負担として頂きたく再考をお願いします。 本建付けのままですとプロジェクトファイナンス組成に懸念があ | 変更しません。 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問の回答 |
|-----|--------------|----|-----|-------|-----|---|--|--|
| | | | | | | | り、結果として入札価格上昇を招いてしまいます。 | |
| 74 | 事業契約書 (案) | 33 | 第7章 | 第66.条 | 1 | 損害賠償(第66条1項2号) | 引渡日(同日を含む。)以降に解除された場合の規定ですが、引渡日(令和5年3月31日)に契約解除された場合、令和5年3月31日(令和4年度)の維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価は発生しない認識です。引渡日当日に解除された場合の損害賠償額の積算方法についてご教示ください。 | 事業契約書に記載の通りです。 |
| 75 | 事業契約書 (案) | 33 | 第7章 | 第66.条 | 1 | 損害賠償(第66条1項2号) | 「維持管理業務費及び運営業務費/解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額」とありますが、「維持管理業務費及び運営業務費(解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価総額)の100分の10に相当する額」との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 76 | 事業契約書 (案) | 33 | 第7章 | 第66.条 | 4 | 損害賠償(第66条1項2号) | 「事業者が被った損害額」にはブレイクファンディングコストを含むとの理解で宜しいでしょうか。 | 県が合理的と認められる範囲で、ブレイクファンディングコストの支払いを認めます。 |
| 77 | 事業契約書 (案) | 37 | 第8章 | 第79.条 | 1 | 権利等の譲渡制限 | 貴県から事前に承諾を得た場合において、出資者(設立株主)は株式の全部又は一部を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えるよろしいでしょうか。 | 県との協議により決定いたします。 |
| 78 | 事業契約書 (案) | 46 | | | | 別紙7 事業者等が 付保する保険 | 県は共済保険に加入しますでしょうか。 | その予定で考えております。 |
| 79 | 事業契約書 (案) | 53 | | | | 別紙11 サービス購 入料の金額と支払ス ケジュール3.(1) | 添付資料5「契約書(案)」は、「事業契約書(案)」を指しておりますでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 80 | 事業契約書 (案) | 53 | | | | 別紙11 サービス購 入料の金額と支払ス ケジュール3.(2) | 維持管理費用が60で割り切れない場合、第四半期で調整して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 81 | 事業契約書 (案) | 53 | | | | 別紙11 サービス購 入料の金額と支払ス ケジュール3.(2) | 修繕業務費用は各回均等でなくて良いとのことですが、同年度内も同額でなくても構わないでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 82 | 事業契約書 (案) | 53 | | | | 別紙11 サービス購 入料の金額と支払ス ケジュール3.(2) | 消費税端数が生じる場合、年度ごとに第四半期で調整して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。なお、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。 |
| 83 | 事業契約書 (案) | 54 | | | | 別紙11 サービス購 入料の金額と支払ス ケジュール4.(3)2) | 改定の対象となるのは、サービス購入料Bのうち①～④のみとし、⑤その他(SPC運営に係る費用ほか)は改定の対象外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |